焼津市郵便用封筒広告掲載運用基準

平成22年12月3日制定

(趣旨)

第1 この運用基準は、焼津市広告掲載要綱(平成22年焼津市告示第24号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、焼津市が管理する郵便用封筒(以下「封筒」という。)を使用した広告の掲載に関して必要な事項を定める。

(広告の基準)

第2 広告は、要綱第3条各号及び第4条第1項各号に掲げるもののほか、市税を滞納している者は認めない。

(広告の種類、規格・表示色、掲載面、募集枠、作成枚数及び掲載料)

第3 広告の種類、規格・表示色等及び掲載料は、次の表のとおりとする。

種 類	規格・表示色	掲載面	募集枠	作成枚数	掲載料
長形 3 号封筒(市内)	縦 40 mm×横 95 mm	裏面	4枠	4万枚	16,800 円
角型 2 号封筒	単色	表面	4枠	2万枚	12,000円

- (1) 広告には、広告主の名称及び連絡先を表示しなければならない。
- (2) 広告を掲載するに当たり、次の文章を表示する。

「広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。」

(広告の掲載期間)

第4 広告の掲載期間は、当初に作成した封筒の在庫がなくなるまでとする。

(広告の募集方法)

第5 広告の募集は、広報やいづ又は焼津市ホームページにより行うものとする。

(記載の申込み)

- 第6 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、焼津市郵便用封筒広告掲載申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならい。
 - (1) 掲載する広告の内容を写した原稿
 - (2) 同意書(第2号様式)

(広告の選定方法)

- 第7 掲載する広告は、焼津市広告掲載審査委員会の審査を経て決定するものとする。
- 2 申し込みの件数が募集件数を超えたときは、市内事業者を優先し、さらに超える場合は、抽選により決定するものとする。
- 3 掲載位置(枠順)においては、同様に抽選により決定するものとする。

(広告掲載の決定)

第8 市長は、広告の掲載の申し込みがあったときは、速やかに審査を行い、掲載の可否を 決定し、焼津市郵便用封筒広告決定通知書(第3号様式)により申込者へ通知するものと する。

(掲載の実施の手続等)

- 第9 掲載者は、焼津市郵便用封筒広告決定通知書(第3号様式)に記載された納付期限までに、掲載料を一括納付しなければならない。
- 2 市長は、掲載者と内容確認の上、提出された原稿により封筒に掲載することとする。
- 3 その他手続き等については、要綱第7条の定めるところによる。

(補則)

その他広告の掲載に関し疑義が生じたときは、その都度協議し決定するものとする。

附則この運用基準は、制定の日から施行する。

附則この運用基準は、平成23年6月22日から施行する。

附則この運用基準は、平成28年7月1日から施行する。

附則この運用基準は、令和4年11月1日から施行する。

焼津市郵便用封筒広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
申込者	電話番号	
	<u>E-mail</u>	
	担当者氏名	

焼津市郵便用封筒広告掲載運用基準第6条の規定に基づき、原稿を添えて、 下記のとおり申し込みます。なお、申込みにつきましては、焼津市広告掲載要綱 を遵守します。

記

1 広告媒体

焼津市郵便用封筒 長形3号 角型2号

2 広告内容

添付原稿のとおり

同 意 書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

<u>住所(所在地)</u> <u>氏名(名称)</u>

焼津市郵便用封筒広告掲載申込書の提出にあたり、焼津市長が私の市税及び国 民健康保険税の納付状況について調査を行うことに同意します。

			焼津	市郵使用封	筒压	吉掲載	(決定通知	印書			
								令和	年	月	日
			様								
								焼津市:	長中	野 弘江	首
て、	숚	予和 年	月	日付け、	で申し	込み	のありま	した広告の	の掲載し	こつい	
• •	下言	己のとおり決っ	定した	こので通知	します	0					
	1	決定区分		□ 掲載 □ 掲載 理由	記 する しなV	`					
	2	広告の内容		別紙のと:	おり						
	3	広告掲載料		<u>金</u>			<u>円</u>				
	4	納付期限		令和 4	年	月	日 (別	紙納付書	にて)		
	5	その他(条付封筒の発行)		口 年	月初	J旬を	予定して	います。			